

平成 27 年

第 4 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

平成27年第4回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

- 資料 1 赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 要 綱	改 正 要 綱
<p>(預かり保育料等)</p> <p>第10条 預かり保育料は、別表のとおりとする。</p> <hr/> <hr/> <p>2 前項に規定するもの <u>のほかに</u>飲食物及び教材等に係る実費相当額を徴収することができる。</p>	<p>(預かり保育料等)</p> <p>第10条 預かり保育料は、別表のとおりとする。</p> <p>2 教育委員会は、年間預かり保育料を決定し、又は変更したときは、<u>預かり保育料決定通知書</u> (様式第2号の2) 又は<u>預かり保育料変更決定通知書</u> (様式第2号の3) により保護者に通知しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、<u>預かり保育料</u>のほか<u>飲食物及び教材等</u>に係る実費相当額を徴収することができる</p>